

企画競争実施の公告

企画競争の実施を開催しますので、参加希望者は独立行政法人自動車事故対策機構 企画・広報部へお申込みください。

令和6年3月27日

独立行政法人自動車事故対策機構

理事長 中村 晃一郎

1. 業務概要

- (1) 品目分類番号 73
(2) 件 名 令和6年度 ナスバの業務を国民に広く周知するための広報業務
(3) 内 容 当機構がどのような組織であるか、どのような業務を行っているかを知つてもらうことを目的とした広報業務を実施することとし、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の認知度向上に主眼をおいた広報業務を行う。
より効果的な広報媒体を活用した広告や、当機構地方機関で実施する広報イベントの後方支援、メディア等との関係構築のサポート及び当機構地方機関が実施する広報業務の実態を踏まえた当機構職員の広報に対する的確な研修の実施等、多面的に実施することとする。
(3) 契約期間 契約日～令和7年3月31日

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構契約事務細則（平成15年10月1日理事長達第9号）第23条の規定に該当しない者であること。
(2) 企画提案書の提出時において、国の令和04・05・06年度資格審査結果通知書（全省統一資格）（以下「資格審査結果通知書」という。）において、「役務の提供等」の認定を受けていること。
(3) 国土交通省から指名停止を受けている期間中でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされていないこと。
(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保できる者であること。
(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 企画競争手続きに関する事項

- (1) 担当部署

〒130-0013

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階

独立行政法人自動車事故対策機構 企画・広報部（担当：山下・松本）

電話03-5608-7584 FAX03-5608-8610

- (2) 企画提案書等の提出及び企画競争の参加申込期間

令和6年3月27日（水）から令和6年5月7日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日

を除く) の午前 9 時 30 分から 17 時まで。ただし、令和 6 年 5 月 7 日(火)は正午まで。上記(1)あて、持参又は郵送(期限までに必着)すること。

- (3) 見積書及び企画提案書の内容説明(以下「プレゼンテーション」という。)実施の有無
企画提案書に係るプレゼンテーションは、令和 6 年 5 月 13 日(月)13 時から、当機構の会議室にて企画競争入札審査委員が出席して実施することとしている。

プレゼンテーション開始時間等具体的な内容は別途連絡するが、企画提案書提出者のプレゼンテーション持ち時間は 30 分程度(質疑応答含む。)を予定している。

- (4) 審査結果は令和 6 年 5 月 15 日(水)までに通知する。

4. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容については公表しない。
- (4) 参加希望者が多数の場合には、事前の書面審査によりプレゼン実施者を選抜することがある。
- (5) 採用された場合には、当機構と十分協議を行いながら制作を進めることとする。なお、採用された企画については変更・修正する場合がある。
- (6) 採用された提案は、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、当機構の会計規程等に基づく契約手続きの完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (7) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とすると共に、記載を行った提案者に対して以後の企画競争への参加停止を行うことがある。
- (8) 契約により制作された全ての創作物に係る著作権等一切の権利は、当機構に帰属することであること。また、著作人格権は行使しないこと。
- (9) 特定された提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)において、当機構が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該特定された者の権利や競争上の地位等を害する恐がないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 企画競争参加希望者は 2.(2) の資格審査結果通知書を上記 3.(2) の企画競争参加申込に際して提出する必要がある。
- (11) 詳細は、企画競争仕様説明書による。

5. Summary

- (1) Contracting Entity: Nakamura Koichiro, President, National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid.
- (2) Classification of the services to be procured: 73
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Public relations services to publicize NASVA's business to the general public 1 set.
- (4) Fulfillment period: From the contract date through 31, March, 2025.
- (5) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① Have a Grade A or B or C or D in the "Provision of Services" in terms of qualification for participating in general competition (Single qualification for very ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.

②Not be under suspension of nomination by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

③Others are based on a Specification description.

(6) Contact point for the notice: National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid, 19F Arca East, 3-2-1 Kinshi, Sumida-ku, Tokyo 130-0013 Japan.

Planning & Public Relations Department (Procedural matters) Yamashita Mika or Matsumoto Koki TEL 03-5608-7584

(7) Time limit of tender: 12:00 PM, 7 May, 2024

企画競争仕様説明書

1. 件名

令和 6 年度 ナスバの業務を国民に広く周知するための広報業務

2. 業務概要

令和 4 年度通常国会における改正自動車損害賠償保障法の法案審議においても指摘されていた独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）及びその事業である、被害者支援対策及び事故防止対策についての周知は令和 6 年度においても、引き続き喫緊の課題である。

そのため、機構とは何者なのかということを一人でも多くの方が知り、それを通じて、不幸にも交通事故に遭って重度の障害を受けるようなことになった時に、直ちに機構の存在を思い起こし、機構の手が差し伸びるようにすることが求められている。

その際、地域のメディアとのタイアップイベントや、有力な団体とのコラボやタイアップが重要であり、この実現に向け、地方機関が主体となって地域特性を活かした広報イベント及びメディアとの関係構築に取り組むことが求められる。

さらに、今後、広報を進めていく上で、職員に広報に関する意識及び基本的な知識やスキルを身に付けることが非常に重要である。

このため、本業務では、機構の業務を国民に広く周知するために、以下の業務について、機構と相談しながら検討・実施する。

- (1) 機構を国民に広く、効果的に周知できる広報内容及び広報媒体を検討・実施
- (2) 地方機関で実施する地域特性を活かした広報イベント及びメディアとの関係構築のための現状を踏まえた後方支援
- (3) 機構職員の広報に係るスキルアップを目的とした研修の提案・実施
- (4) 広報業務の効果測定

※受注者は契約期間中、機構監督職員との一元的な窓口として業務統括責任者を配置し、常に業務全体（業務のスケジュール、内容及び進捗等）について管理を行うとともに、機構監督職員等との各打合せには必ず参加しその内容を報告すること。

なお、業務統括責任者は、機構監督職員からの問い合わせ及び指示があった際には、迅速に回答をするなどの対応を行い、定期的に作業の進捗状況を報告すること。

3. 契約不適合

発注者は、本業務を完了した日から起算して 1 年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを発見し、受注者に対してその旨を通知したときは、受注者の負担においてその契約不適合の補修、代品との交換又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。また、前述の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。

4. 個人情報保護法に関する事項

受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」又は、当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

5. 第三者への請負、著作権等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。
- ①受注者が、書面により請負等を受ける業者の名前・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に機構へ申請し、その承諾を受けた場合。なお請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ②受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。
- (2) 上記に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、本仕様書に従いその者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保を同様に請負契約等において課すこと。
- (3) 受注者が上記(1)に基づき第三者に請負等する場合においては、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を機構に提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受注者が上記(1)に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。
- (5) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当機構が保有するものとする。
- (6) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を使用しないものとする。
- (7) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施に必要となる工業所有権及び著作権等については、全ての受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。
- (9) 本書に基づく作業に関し、第三者との間に著作物に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。
- (10) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の

使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。なお、第三者との間で発生した著作権その他財産権等に関する手続きや使用権料、俳優の出演料等の責任と負担は、全て受注者が負うこと。

6. 契約、納入成果物等

(1) 具体的な契約内容については、特定された企画提案書を基に、請負業者選定後調整する。

(2) 納入成果物及び納入場所は、以下のとおりとする。

①広報媒体で使用した動画等

②研修で使用した教材、資料

③2. (4) の広報実績報告書（A4 版、簡易製本）10 部

※電子データの提出方法についてはデータ容量を踏まえ、発注者と相談の上決定すること。

※納入先：独立行政法人自動車事故対策機構 企画・広報部

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階

(3) 契約期間

契約日～令和7年3月31日（月）まで

7. 企画提案書の提出及び制限事項等

(1) 企画提案書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和6年5月7日（火）12時

提出場所：〒130-0013

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階

独立行政法人自動車事故対策機構 企画・広報部（担当：山下・松本）

電話：03-5608-7584 FAX：03-5608-8610

(2) 提出方法

企画競争参加申込書（様式1）及び国の令和04・05・06 年度競争参加資格（役務の提供等）の審査結果通知書の写しを添えて、持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着するように送付すること。

(3) 制限事項

①提出期限までに到達しなかった企画提案書は、理由の如何を問わず無効とする。

②企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。また、審査の結果、採用された後の企画提案書の記載内容変更も原則として認めない。

③企画提案書には提案者の名称等を認識できる情報を含めないこと。

8. 企画競争参加者が提出する書面

(1) 企画競争参加申込書（様式1） 1部

(2) 企画提案書（仕様は任意とする） 10部

(3) 作業スケジュール表及び作業手順がわかる実施体制を記載した書面 ※配置人員等なるべく詳細に記載すること	10部
(4) 見積書及び見積明細書（押印1枚、他は写しで可）	10部
(5) 会社概要	10部
(6) 過去3年以内における同種・類似の実績	10部
(7) 担当者氏名、役職、連絡先（電話番号・携帯番号 ・FAX番号、E-mail）を記載した書面	1部
(8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（様式2）	1部

9. 企画提案内容の審査

(1) 審査の実施

- ・提出された企画書の内容は、令和6年5月13日（月）に企画競争参加者のプレゼンテーションによる審査を行う。
- ・なお、参加申込事業者が4社を超える場合には、審査に先立ち事務局において書類審査を行い、上位4社を選出のうえ、審査を行うこととする。

(2) 審査結果の通知

- ・審査により企画提案書を特定したときは、その企画提案書を提出した参加事業者に対して、令和6年5月15日（水）までに書面等により通知する。
- ・特定されなかった企画競争参加事業者にもその旨の通知を行う。
- ・企画提案書を特定された者においては、提案内容を具体的に反映した仕様書（案）を作成することとする。

10. 審査項目等

(1) 審査項目

審査は、次の各項目について総合的に行う。

①企画提案者の能力

- ・過去3年間の業務実績
- ・国民への情報提供・国民の施策に対する理解促進に係る知見・専門知識
- ・提案内容の積極性
- ・ナスパ業務（被害者援護業務、安全指導業務、安全情報提供業務）内容の理解

②実施体制・実施フロー・工程表

- ・実施体制の的確性
- ・実施フローの的確性

③テーマに対する企画提案

- ・提案の網羅性
- ・提案の有益性・的確性
- ・提案の実現性・効果

④参考見積

- ・業務規模と参考見積の整合性

⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

(2) 採点方法

(1) の審査項目 1 については3段階評価（0～5点）、項目2については4段階評価（0～10点）、項目3については4又は5段階評価（0～20点）、4項目については2段階評価（0～10点）、項目5については5段階評価（1～5点）とし、合計 114 点満点とする。

(3) 特定方法

- ・(2)による採点の結果、合計点が57点（約1/2以下）に満たない者の提案は無効とする。
- ・提案者のうち、最高得点者の提案書を特定する。ただし、最高得点者が複数いる場合には、全審査員の多数決により特定する。

11. 質問の受付期間・方法等

(1) 受付期間

令和6年4月24日（水）17時まで

(2) 提出方法

質問書の提出は、所定の様式により7. (1) あて FAX に限る。上記期限までに質問書の提出がない場合、質問はないものとみなす。

(3) 回答方法

回答については、令和6年4月26日（金）17時までにFAXにて回答する。

(4) その他

各審査項目の配点に関する質問には回答しない。

12. 予算額

本調達にかかる予算は 270,000 千円（税込）を上限とする。

13. その他一般共通事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 見積額は、すべて消費税込で計上すること。
- (3) 契約金額については、提案された見積書の範囲内において精査のうえ、調整を行うことがある。
- (4) 本調達に関する全てにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (5) 本仕様説明書は標記業務の大要を示すもので、参加者は、本仕様説明書に疑義が生じた場合、本仕様説明書により難い事由が生じた場合及び本仕様説明書に記載のない事項については、直ちに機構と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行いうのとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分に注意すること。
- (6) 受注者は、機構との協議の結果を協議の都度作成し、文書あるいは電子メール等に

て7日以内に提出し、機構の承認を得ること。

- (7) 受注者は、業務を統括する統括責任者を選任し、監督職員と密接な連絡を保ち、業務が円滑に行えるよう従事者に適切な指示監督を行うこと。必要に応じ、当機構職員から本件に係る現場従事者に対して実務作業について指示を直接行うことができるものとする。
- (8) 受注者は、納品物の印刷にあたり、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）（以下「基本方針」という。）の「(1) 品目及び判断の基準等」の要件を満たすこと。この場合において、使用する用紙については、「古紙リサイクル適性ランクリスト（基本方針 22-2 の表 1）」における A ランク資材のみを使用すること。
- (9) 納入物に瑕疵があった場合は、受注者の責任において処置を講ずるものとする。
- (10) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、当機構の OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に関わる情報を公開する必要がある為、落札事業者は情報提供に協力するものとする。

14. 監督職員

独立行政法人自動車事故対策機構 企画・広報部チーフ 松本 浩樹

(様式1)

企画競争参加申込書

件名：令和6年度 ナスバの業務を国民に広く周知するための広報業務

会社名 電話番号	氏名

注：資格審査結果通知書(全省府統一資格)の写しとともに提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

会社名

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要領の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 第12条に基づく認定(プラチナえるぼし認定)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 第9条に基づく認定(えるぼし認定)の3段階目の認定を取得しており、かつ「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 2段階目の認定を取得しており、かつ「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 1段階目の認定を取得しており、かつ「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん(平成29年3月31までの基準)を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得している。

【該当・該当しない】

質問書

件名：令和6年度 ナスバの業務を国民に広く周知するための広報業務

会社名：

担当者名：

FAX番号：

電話番号：

	質問事項	回答